

令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率等を公表します。

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化、財政の再生及び公営企業の経営の健全化に必要な行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

公表することとなるのは、健全化判断比率及び資金不足比率です。健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定し計画的に健全化に取り組まなければなりません。

富士河口湖町の令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率は次のとおりです。

健全化判断比率				(単位 : %)
実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
参考 早期健全化基準				
(13.64)	(18.64)	(25.0)	(350.0)	

○ 実質赤字比率

一般会計等（普通会計を構成する会計）の実質赤字額の標準的な収入に対する比率を示します。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ※ 実質赤字の額=繰上充用額+（支払繰延額+事業繰越額）
- ※ 一般会計等の実質赤字額：一般会計、本栖下水道事業特別会計、温泉事業特別会計、船津公園墓地事業特別会計、小立公園墓地事業特別会計、勝山墓地事業特別会計、河口湖治水事業特別会計、小立簡易郵便局事業特別会計、富士ヶ嶺簡易郵便局事業特別会計。[令和4年度決算](#)における実質収支は1,439,628千円の黒字となるため実質赤字比率はありません。

○ 連結実質赤字比率

全会計の実質的な赤字額の標準的な収入に対する比率を示します。

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ※ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額
- ※ 全会計：一般会計等の他、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、介護予防支援事業特別会計、水道事業会計、河口湖・足和田・上九一色各簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、精進特定環境保全公共下水道事業特別会計の赤字額の標準財政規模に対する割合です。[令和4年度決算](#)における実質収支及び資金剩余额は [2, 169, 033千円](#) の黒字となっているため連結実質赤字比率はありません。

○ 実質公債費比率

全会計において、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める比率（3カ年平均）を示します。

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ※ 元利償還金：イからホまでの合計額
イ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
ホ 一時借入金の利子
- ※一部事務組合・広域連合の債務を含む

○ 将来負担比率

全会計が負担する実質的な負債の残高の標準的な収入（元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除く）に対する比率を示します。

自治体のメインの会計である一般会計等が将来負担すべき債務（＝公営事業会計＋一部事務組合等＋地方公社・第三セクター等の分を含む）が標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額の何倍あるかを示しています。

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}}$$

※ 将来負担額：イからヌまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付額の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※ 充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

※ 一部事務組合・広域連合の債務を含む

○ 資金不足比率

各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※ 資金の不足額：資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等

以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

（一般会計等の実質赤字額に相当するもの）

令和4年度の各公営企業会計は資金剰余となっていますので資金不足比率はありません。

資金不足比率

(単位：%・千円)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	資金剰余額
富士河口湖町水道事業会計	—	20.0	496,800
河口湖簡易水道事業特別会計	—	20.0	21,535
足和田簡易水道事業特別会計	—	20.0	10,594
上九一色簡易水道事業特別会計	—	20.0	7,184
富士河口湖町下水道事業特別会計	—	20.0	42,045
精進特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	20.0	1,841